次回の法制度専門委で

改正 処理法

論の中身次第だが、お

開示される見通しだ。 れる予定の同専門委員 省令案は現在、作成中 長・田中勝・鳥取環境 制度専門委員会(委員 政省令案が次回の中央 入学教授・ サスティナ 環境審議会廃棄物処理 んが、8月中に開催さ **レリティ研究所長)で** 環境省によると、政 改正廃棄物処理法の

得たいとしている。議 員による議論の機会を 会で内容を提示、各委

一を知り、準備に入りた一事業者とみなし、保管や

よう。 と、十分な準備期間が られている。来年4月 刻も早く政省令の中身 体の行政担当者は、一 運用にあたる地方自治 欲しいところ。実際の 1日施行というのが大 内に施行するよう定め 日に公布され、1年以 の作業に取り掛かるも ばパブリックコメント おむね了承が得られれ一の中身を見ないと、わ 幅広さや細かさをみる 方の見方。改正内容の 改正法は今年5月19 ある。(政省令の内容が) からない部分がかなり |とされる排出事業者膏 話している。 関心を集めている。建設 任の元請業者一元化が を付けられない状況」 項で「下請業者を排出 化された。一方、同じ条 事業者とする」が条文 (複数の行政担当者)と 廃棄物に限定しつつも はっきりしないと、手 「元請業者を一律排出 中でも、最大の目下

|い:のが本音。「政省令 | 運搬、他人への処理委託 くの関係者を驚かせた。 措置が盛り込まれ、多 ができるとする」特例 は5月20日、公布の翌 反響の大きさに同省 一ことが期待されている。 一てさらに明らかになる と説明。政省令によっ め必要な規制を課した 規制が課せられないた ない下請には処理法の 処理をした場合、排出事 業者でも処理業者でも とろで下請が不適正な が指導監督できないと 排出事業者である元譜 った。この事務連絡は 日に「元讃業者一元化 について事務連絡を行